

令和元年12月議会 第60号

# 赤磐 市議会だより

- 百条委員会の設置 ..... 2P
- 12月定例会のあらまし ..... 4P
- 委員会のうごき ..... 9P
- 14人の議員が一般質問 .... 14P

スマートフォンでも  
議会中継が見えます

右のQRコードをスマートフォン等  
で読み込んでいただき、リンクから  
ページにアクセスしてください。



市議会の会議録がインターネットでも閲覧できます。ご利用ください。

アドレス [ssp.kaigiroku.net/tenant/akaiwa/pg/index.html](http://ssp.kaigiroku.net/tenant/akaiwa/pg/index.html) (※赤磐市のホームページからもアクセスできます)

発行/令和2年1月31日 編集/赤磐市議会広報編集特別委員会 所在地/〒709-0898 岡山県赤磐市下市344番地 TEL(086)955-2945 FAX(086)955-5348

# 「公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会」（百条委員会）の設置



12月18日の本会議において、「学校給食センターの配送業務、吉井スクールバス運転業務に係る公金支出、及び関与した議員から聞き取りした事項との齟齬について、並びに公文書改ざん等の調査に関する決議案」が議員から発議され採決の結果、全会一致で可決した。

## 決議案提出までの流れ

- 4月19日 議員より、吉井学校給食センター配送業務で臨時職員の勤務実態がないうちに平成30年5月から平成31年3月まで月額8万円の給料を支払っていた件で、議長に対し「教育長へ調査を求める書面」が提出された。
- 5月8日 教育委員会へ調査請求。
- 6月27日 6月定例会で「監査請求に関する決議」が議員から発議され採決の結果、賛成多数で可決した。
- 6月28日 監査事務局へ監査請求。
- 8月28日 監査委員より監査報告。
- 8月29日 教育委員会より調査報告。
- 10月4日 執行部より教育委員会の調査報告にあった市議会議員の関与について、議事に事実関係の調査依頼があった。
- 11月11日 執行部から依頼のあった事実関係の聞き取り調査を10月24日に当該議員に対して議長、副議長が行ったと報告があった。

## 公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会

役職名	委員氏名
委員長	下山 哲司
副委員長	岡崎 達義
委員	福木 京子
〃	行本 恭庸
〃	原田 素代
〃	保田 守
〃	佐々木 雄司
〃	永徳 省二

## 百条委員会とは

都道府県及び市町村の事務に関する調査権を規定した地方自治法第100条により議会の議決によって設置される特別委員会であり、普通地方公共団体の事務に関する調査をするために設置される、より強い調査権限を持った委員会である。

100条調査権には、出頭・もしくは資料提出拒否に対し禁錮刑を含む罰則（同条第3項）が定められており、国会の国政調査権（日本国憲法第62条）と同じ性格を持っている。

100条調査権の目的は警察の捜査とは目的を異にする。すなわち、警察の捜査目的は一般的に犯罪が発生した場合、犯人を検挙することを目的としているのに対し、100条調査の目的は、

- ① 地方公共団体の事務に関わる範囲で起こった不祥事件等に対し、当該不祥事件等が発生するにあたっての原因として、当該団体の組織や人事管理に問題がなかったのか
- ② 不祥事件等が起こった背景はどのようなものであるのか、事務の執行が適正に行われていたのか
- ③ そして今後どのようにすればこのような不祥事件等が起こらないような体制を築くことができるのか、つまり、当該団体として当該事件等の発生防止するにはどのようにすればよいのかについて調査することを目的としている。

## 公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会の決議事項

### 1 調査事項

- ①赤磐市監査委員作成の令和元年8月28日付けの「議会の請求に基づく監査報告書」及び、赤磐市教育長作成の令和元年8月29日付けの「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について（報告）」に記載された事項と、赤磐市議会議長作成の令和元年11月11日付けの「聞取り報告書」に記載された令和元年10月24日に北川議員から聴取した事項との齟齬についての事実確認
- ②「教育委員会における臨時職員の任用等に関する調査報告書について（報告）」5頁の「第2調査結果」に、「平成30年11月上旬、任用通知書を作り直しました」と記載されている「作り直し前の任用通知書」（以下「旧任用通知書」）と「作り直された後の任用通知書」（以下「新任用通知書」）に関し、
  - (1)「旧任用通知書」のパソコンデータの保管状況、「旧任用通知書」の枚数、破棄を指示した者、破棄の目的、破棄するに至った経緯、破棄の日時、破棄の方法、実際に破棄を行った者、破棄に関与した者（議員を含む）
  - (2)「旧任用通知書」に記載された臨時職員に支払われる賃金額と「新任用通知書」に記載された臨時職員に支払われる賃金額につき臨時職員ごとの差額並びにその総額
  - (3)任用通知書等の作り直しにより被った赤磐市の損害の有無と損害額、任用通知書等の作り直しにより利得した者の有無とその利得額
  - (4)市の臨時職員（運転手）に対する臨時職員ごとに支払われた給与の振込の日時、同各振込金額、同各給与の明細（源泉徴収税等）、同各振込先銀行口座
  - (5)臨時職員が給与の一部または全部を北川議員ないしは当該議員の関連団体に支払われたことの有無、有りとなればその支払い日、支払金額、支払方法およびその用途

### ③その他関連事項

### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び赤磐市議会委員会条例第6条の規定により委員8人以内からなる公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員会を設置して、これに付託するものとする。

### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法100条第1項（及び同法第98条第1項）の権限を上記特別委員会に委任する。

### 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

### 5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、52万円以内とする。

## 第2次赤磐市総合計画の一部改訂を可決

### 第2次赤磐市総合計画とは？

平成27年に策定した市の最上位計画で、市民・地域・事業者・行政それぞれが具体的に果たすべきことを共有できる指針として策定した計画です。

3つの重点戦略を設定し、それらを実現するために9つの戦略プログラムを明記しています。



### どのように変わるの？

主なものとして、

基本計画の重点戦略Ⅱ「安心して子育てができ、次代を担うひとが育つまちを創る」ために、子ども家庭総合支援拠点の設置を新たに加え、幼・保一体型の認定こども園を現在の目標指標の1カ所から4カ所に変更します。

重点戦略Ⅲ「多彩な人材の活用により、地域が活性化しているまちを創る」ための重点施策の「魅力的な中心市街地の形成」に、新たに形成する拠点整備として河本、岩田地区周辺を明記します。

## 12月定例会のあらまし

### 議案審議

12月定例会を11月26日から12月18日まで23日間の会期で開催した。議案39件を可決した。また、請願4件を採択、1件を不採択とし、委員会発議の意見書3件を可決、議員発議の決議案1件を可決とした。

#### 主な質疑

**問** どのような根拠で原子力発電所から100km圏外が心配はないとしたのか。

**答** 国の防災基本計画では、原子力災害に係る地域防災計画を策定すべき地域として、原子力施設からおおむね半径30kmの区域が目安とされている。住民が避難する場合には、地域防災計画・避難計画でおおむね半径30kmの区域外に避難所や避難経路が設定されているため被害の可能性が低いとした。

**問** 歴史ある建築物の中に永瀬清子の生家保存をなぜ記載しないのか、その理由は。

**答** 観光資源として価値の高いものと認識している。今後策定する実施計画に盛り込む。

**問** 保育士の労働環境、賃金の面も含めてその施策について記載されていない理由を。

**答** 重点事業として、今後策定する実施計画に盛り込み、保育士の確保に努める。

## 補正予算（一般会計・特別会計）1億973万9000円を可決

### 主な内容（歳出）

#### 一般会計（1億728万2000円）

後期高齢者医療療養給付費負担金、小学校の普通教室・特別支援学級増加に伴う教室改修費等

#### 国保特別会計（201万5000円）

国保制度改革に伴うシステム改修のための電算共同処理業務委託料等

#### 介護保険特別会計（44万2000円）

介護保険制度改革に伴うシステムの保守等委託料

#### 主な質疑

**問** 給食調理業務委託料の積算根拠は。入札はいつ、どのような方法か。

**答** 委託料の積算根拠については、直営で運営した場合の1年間の費用をもとに算出し、この金額をもとに委託期間の3年分の限度額を設定した。学校給食業務は特殊で専門性を要する業務内容の観点から、通常の競争原理や金額による入札方法ではなく、企画提案型のプロポーザル方式で行い、令和2年4月に業者決定を行う予定。

## 不適正事務処理に関する第三者委員会条例を可決

## 不適正事務処理に関する第三者委員会条例とは？

教育委員会における臨時職員の任用に関する一連の不適正な事務処理に関し、事務執行に至った経緯、原因の検証および再発防止などのため、第三者委員会を設置するための条例です。

## 主な質疑

**問** 委員は、どういった基準を持って選択するのか。すでに候補者が決まっているのか。どういう識者を想定しているのか。選定期と設置時期はいつか。そのスケジュールの説明を。

**答** 岡山弁護士会に弁護士の推薦をもらい、推薦をもらった弁護士と相談して、公平・中立である委員を選任するよきな形を考えている。ほかに、大学の法律関係に詳しい者、監査事務の経験のある者などを想定しており、委員は5人以内である。

令和2年1月の下旬ごろが実際の稼働の時期だと思う。

第三者委員会の公表の仕方はホームページで公表する形を考えている。どの市町村でも半年ぐらいいは時間がかかる事案で、令和2年8月、または9月ごろにある程度の報告ができるかと考えている。

**問** 第三者委員会は公開して行われるのか。

**答** 個人情報等があるので、公開については考えていない。

## 討論

## 議第53号 第2次赤磐市総合計画の一部改訂について

## 【反対討論】

▽友實市長の公約である高校誘致が入っていない。高校誘致の署名が520名以上集まっており、この市民の声を全く無視した総合計画ができていく。賛成することはできない。

▽島根原発で事故が起きた場合、松江・安来から40万人を超える避難民を岡山県は受け入れることになっており、赤磐市は4200人を受け入れる決定をしている。それにも関わらず、この総合計画の中にその1行もない計画書ができた。避難所運営マニュアルまで含めてまずこれを記載すべきである。そういうことを書かないでこの総合計画を進めるといことが理解できない。

## 議第58号

## 赤磐市一般職の任期付き職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

## 議第59号

## 赤磐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

## 【反対討論】

現在、市の職員の平均給与は500万円を超えている。納税者である住民より高い年収を受けているうえに、さらに増額するなど言語道断である。納税者に説明ができない職員給与を上げる条例には強く反対する。

## 議第66号

## 赤磐市立公民館条例を改正する条例から議第83号 赤磐市都市公園条例の一部を改正する条例までの18件

## 【反対討論】

消費税が8%から10%へと2%上がったため、施設の利用料を上げるとのことだが、給与や年金は上がらず物価や医療費などは上がって生活が大変厳しくなっている。急いで上げるべきではない。反対である。

## 議第87号

## 令和元年度赤磐市一般会計補正予算(第3号)

## 【反対討論】

▽岡山県内で27市町村ある中の12市町村が参加して行われる事業(オリンピック聖火リレー)である。岡山県の補助金800万を限度にその2分の1の400万円の補助があるが、市の持ち出し分は502万8000円であり、いずれも税金である。東備地域では、赤磐市のみ参加である。財政の厳しい折にこのようなお祭り騒ぎはやめてもらいたい。

▽中央学校給食センター調理等業務の委託について、民営化の一番の理由が職員の定数削減で、行革のために教育の一端である学校給食の仕事の一部民間に委託するというものである。

定数削減のためにすでに職員を募集するのをやめており、その一方でPTAなどには声を聞くと言いつつ、民営化ありきの方向で進めている。

学校給食は直営のままやってほしいという保護者たちの願いを聞かずに民営化に走ることになるため、反対する。

▽中央学校給食業務を民間に出すという話だが、学

校給食は単に地域の食材というところからさらに進んで有機無農薬の食材を子どもたちにしっかりと提供しようという時代に来ている。これは民間ではできない。なぜかというと言利を生まない公共だからである。子育てするならあかいわ市という以上、本当に子どもの食の問題・子どもの教育の環境の問題、そういうところをきちんと責任を取る政策が一番大事である。この事業には反対する。

### 議第88号

令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

### 議第89号

令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算(第2号)

#### 【反対討論】

国民健康保険も介護保険も今回の補正予算はマイナンバーカードが普及しないので、利用させようと国の政策のとおり予算を上げてきている。全国的にも情報が漏れ、大きな問題になっている。これでは安心してカードなど持てない。こんななし崩し的なやり方には反対する。

### 議第90号

赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例

### 議第91号

令和元年度赤磐市一般会計補正予算(第4号)

#### 【反対討論】

市長が任命する公正公平な委員会というのは残念ながら信頼に値しないと思っており、第90号に反対する。第91号も説明を聞いても納得できないので反対する。

## 請願

請願第4号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

【採択】

#### 【反対討論】

初任給および給料格差が東京と地方では9万円の差があると説明があったが、東京と地方では物価が違うのであたりまえのことかと思う。地方の病院は財政的にギリギリのところを経営をしている。これ以上給料を上げるとなれば病院がつぶれるということになりかねない。この請願には賛成できない。

請願第5号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願

【採択】

請願第6号 永瀬清子生家の改修・保存に関する請願書

【採択】

#### 【要旨】

永瀬清子生家の改修・保存並びに周辺環境整備を進め、文化財・観光資源として活用してほしい。

現代詩の母として文芸発展に大きな功績を残した永瀬清子の生家は江戸末期から明治初年の建築と推定され、近郷唯一の町屋形式で非常に貴重な建築物であり、2017年に国の文化財として登録された。

生家を改修・保存することで、詩作活動の聖地となり、文化・芸術の伝承に結びつくことが期待され、市にとっても文化財、観光拠点施設として大きな資源となることは間違いないと考え、「永瀬清子の里づくり事業」の一環として、生家の改修、周辺整備事業を進め、活用してもらえよう願う。

#### 【賛成討論】

民間の1000万円を超える浄財によって保存のための改修が行われ、2017年には母屋と井戸の建屋が国の文化財として登録されている。しかしながら、資金不足により維持は立ち行かない状態になっているので早急に、崩れる前にこの市の財産である生家の保存のために物理的な支援をお願いする。

請願第7号 国民健康保険の子供にかかる均等割保険料(税)減免措置の導入を求める国への意見書の提出を求める請願

【採択】

請願第8号 30年来の人権侵害・健康被害・財産権の侵害に、誠実な対応と謝罪を求める請願

【不採択】

#### 【要旨】

平成元年8月から始まった「大苅田地区圃場整備」は違法な補助金の過大算定を行ったことに対して苅田征三は違法行為であると指摘した。

このことにより、苅田征三は人権侵害、健康被害、財産の侵害を受けてきた。合併後も隠ぺい、人権侵害の発言を含め、二重三重の被害を受けている。貴議会として執行部による住民蔑視、不公平な事務事業を早急に解消し、苅田征三に対し長年にわたり心身ともに被害をかけたことに真剣に向き合い、誠実に謝罪することを求めてほしい。

#### 【賛成討論】

この請願は基本的な人権、健康被害・個人の財産など、ずっと迫害を受けてきてもお金を要求しておらず、名誉回復と謝罪を求めている。そういう請願であるので採択を求めたい。

## 発議

**発議第15号 看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書** **【可決】**

**【要旨】**

高齢化が進む中で厚生労働省は、2025年に向けた看護職員の推計と確保策の中で、看護職員の必要数は200万人と試算した。しかし、医療・看護の現場では引き続き厳しい労働環境と低賃金のもと、看護師の定着が進まず、高い離職率の中、慢性的な人員不足が続いている。

全産業の平均よりも低い看護師の賃金水準の原因の1つには、働く地域によって初任給の月額差が約9万円にもなり、看護師の地域偏在や離職者増を引き起こしている。医療施設等の安全・安心な職員体制や医療・看護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきである。看護師の賃金の底上げを図り、安全・安心の医療、看護体制を確保するために、全国を適用対象とした看護師の最低賃金を新設することを求める。

**【意見書提出先】** 厚生労働大臣

**発議第16号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書** **【可決】**

**【要旨】**

高齢化が進む中で、介護従事者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっている。

本来、介護施設等の安全・安心な職員体制や介護現場で働く労働者の処遇の確保は国の責任で行われるべきであるが、現実には事業所の努力に委ねられ、処遇改善も利用者、国民の負担に依拠し、さらには

介護報酬の引き下げによって処遇改善や体制確保を不安定にしている。介護従事者の賃金底上げなど処遇の改善、人材確保と体制強化を実現するため、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金を新設することを求める。

**【意見書提出先】** 厚生労働大臣

**発議第17号 国民健康保険の子どもにかかる均等割り保険料（税）減免措置の導入を求める意見書** **【可決】**

**【要旨】**

被用者保険では、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、扶養する子どもの人数が増えれば保険料は変わらない。

他方、国民健康保険は世帯内のすべての加入者に均等割り保険料（税）が賦課されるため、子どもの人数が増えるにしたがって保険料（税）の負担が増すことになる。

この国民健康保険の固有の保険料（税）の算出方式が、被用者保険よりも高い原因のひとつになっている。医療保険制度間の公平とともに、経済的な負担の軽減を図ることで子育て世帯を支援することが必要である。

**【意見書提出先】** 内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣

**発議第14号 学校給食センターの配送業務、吉井スクールバス運転業務に係る公金支出、及び関与した議員から聞き取りした事項との齟齬について、並びに公文書改ざん等の調査に関する決議案** **【可決】**

**【要旨】**

3 ページ目の百条委員会設置に掲載しています。

## 賛成討論

▽9月議会の中で百条委員会が否決されて以降、市民の大きな怒りが渦巻いている。今朝の時点で真相究明を求める署名が792筆集まっている。時間がない中でこれだけの思いが百条を進めようということになっているので、賛同をお願いする。

▽9月議会で百条委員会の設置に賛成して是非やりたいと思っていたが否決となった。

百条設置に反対の議員の多くは、今は警察が捜査をしているので事情が落ち着くまで、結果が出るまでは、という判断であったと思う。現在警察の調べも進み、一段落ついたのではと思う。賛同をお願いする。

▽市議会に自浄作用があるのか今問われている。市側も第三者委員会を設置して、真相究明に取り組んでいくとのことである。

12月の総務文教常任委員会で教育委員会の不正について質問しようとしたが、委員長によって一切の質問ができなかった。所管である総務文教常任委員会で質問ができなければどこで説明するのか。解明できる手段は百条委員会しかないと考えている。

9月議会で百条委員会の設置に反対した議員、もう議員をかばうのをやめるべき。それこそが今回の事件の発端であると考ええる。真相究明することが市で不正が二度と起きないための一番の予防策であると考ええる。賛成して市民の声に応えるべきである。

令和元年12月第5回赤磐市議会定例会審議結果

議案番号	案 件	議決結果	永徳省二	大森進次	佐藤 武	佐々木雄司	光成良充	保田 守	大口浩志	治徳義明	原田素代	行本恭庸	松田 勲	北川勝義	福木京子	佐藤武文	岡崎達義	下山哲司	実盛祥五	金谷文則	
議第53号	第2次赤磐市総合計画の一部改訂について	可決	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第58号	赤磐市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第59号	赤磐市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第66号	赤磐市立公民館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第67号	赤磐市立図書館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第68号	赤磐市大畑田読書公園管理センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第69号	赤磐市くまやまふれあいセンター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第70号	赤磐市吉井会館条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第71号	赤磐市竜天天文台公園条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第72号	赤磐市体育施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第73号	赤磐市吉井B&G海洋センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第74号	赤磐市桜が丘いきいき交流センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第75号	赤磐市山陽総合福祉センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第76号	赤磐市赤坂健康管理センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第77号	赤磐市伝統的屋架活用交流施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第78号	赤磐市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第79号	赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第80号	赤磐市是里ロッジ条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第81号	赤磐市交流促進センター条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第82号	赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第83号	赤磐市都市公園条例の一部を改正する条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第87号	令和元年度赤磐市一般会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第88号	令和元年度赤磐市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第89号	令和元年度赤磐市介護保険特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第90号	赤磐市不適正事務処理に関する第三者委員会条例	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第91号	令和元年度赤磐市一般会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第4号	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	採択	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第5号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第6号	永瀬清子生家の改修・保存に関する請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第7号	国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料(税)減免措置の導入を求める国への意見書の提出を求める請願	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第8号	30年来の人権侵害、健康被害、財産権の侵害に、誠実な対応と謝罪を求める請願	不採択	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第15号	看護師の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書	可決	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第16号	介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第17号	国民健康保険の子どもにかかる均等割保険料(税)減免措置の導入を求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第14号	学校給食センターの配送業務、吉井スクールバス運転業務に係る公金支出、及び関与した議員から聞き取りした事項との齟齬について、並びに公文書改ざん等の調査に関する決議案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○=賛成 ●=不賛成

※金谷文則議長は地方自治法第116条第2項の規定により議決に加わるできません。

※発議第14号について、北川勝義議員は地方自治法117条の規定により除斥となります。

※下記に記載する議案については、全会一致で可決しています。

議案番号	案 件	議決結果
議第54号	山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結について	可決
議第55号	赤坂環境センター解体撤去工事請負変更契約の締結について	可決
議第56号	赤磐市会計年度任用職員の給与等に関する条例	可決
議第57号	赤磐市バス運行に関する条例の一部を改正する条例	可決
議第60号	赤磐市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	可決
議第61号	赤磐市下水道事業の設置等に関する条例	可決
議第62号	赤磐市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	可決

議案番号	案 件	議決結果
議第63号	赤磐市下水道条例の一部を改正する条例	可決
議第64号	赤磐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	可決
議第65号	赤磐市水道条例の一部を改正する条例	可決
議第84号	赤磐市山陽総合福祉センターの指定管理者の指定について	可決
議第85号	赤磐市赤坂福祉サービスセンター「春の家」の指定管理者の指定について	可決
議第86号	地域活動支援センターよしいの指定管理者の指定について	可決
発議第18号	委員会の閉会中の継続調査及び審査について	可決



# 総務文教 常任委員会

12月6日

## 第2次赤磐市総 計画の一部改 訂

12月6日、18日に総務文教常任委員会を行った。  
議案17件、請願1件について審査した。

**問** 高校誘致について改訂案の中に入っていないのはなぜか。  
**答** 現在の人口減少、少子高齢化が進展している事実を踏まえるとプラス1校は不可能と考える。しかし、誘致について努力しなければならぬことも事実である。総計画面の中には「重点戦略子どもが健やかに育つ教育環境創出プログラム」に含めており、個別の記述は行わない。  
**問** 高校誘致について意見が分かれているが、現実問題として誘致が可能なのか。

**答** 県教育委員会において高校再編整備基準を掲げ、令和7年度以降に再編を行うとされている。その際に通学の利便性や地元自治体からの進学状況など、地域の状況を考慮することになっており、瀬戸高校、瀬戸南高校、和気閑谷高校へ赤磐市からたくさん進学していれば再編の際に考慮されるかと考えている。

## 条例改正

### バス運行に関する条例

**問** 対象者は75歳以上だが、年齢確認はどうするのか。  
**答** 後期高齢者医療被保険者証等、公的に発行された年齢がわかるもので確認する。

### 公民館条例

**問** 使用料値上げの根拠は。  
**答** 消費税法の改正により、2%分の引き上げ改定を行うものである。

**問** 令和2年度から6年度までの後期計画だが、途中で見直しは行いつのか。  
**答** 基本的に見直しは行わない。  
**問** 保育士の労働環境について、総計画面と現場の状況は齟齬があるのか。  
**答** 総計画面のため現場との齟齬は書ききれない。現場と調整を行い、保育士の確保など体制を整えていきたい。

12月18日

## 不適正事務処理 に関する第三者 委員会条例の制 定

**問** 委員の選定について、議会の承認を得ることとは考えているのか。  
**答** 承認までは必要ないと考えている。  
**問** 令和元年度中の開催は2回でいいのか。スピード感をもって説明責任を果たすべきではないか。  
**答** 岡山弁護士会に依頼して弁護士を選任するまでに時間がかかる。また、今回の事案は相当探求してもらわないと具体的に審議できないと考えているので、現在は2回の開催を考えている。

**問** 岡山弁護士会からの推薦がない場合、委員会を開催するのか。  
**答** 推薦は必ずもらえるよう努力する。  
**問** 第6条で意見の聴取等について、必要な資料

の提出を求めることができるようになってはいるが、強制力はない。協力してもらえない場合はどうするのか。  
**答** 強制力までは定めていない。第三者委員会の立ち位置等を説明し、関係者の理解を得て進めていきたい。

**問** 報酬8500円の根拠は何か。  
**答** 赤磐市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を基に同種の委員の月額を参考に金額を定めている。

**問** 第三者委員会に任せない原因究明ができないのか。  
**答** 事実を明らかにする調査を含め、法律の専門家、監査にたけた人の知識、経験も必要であり、それ以上に中立的な立場での調査結果が不可欠と思っている。



吉井学校給食センター

# 厚生 常任委員会

12月9日厚生常任委員会を行った。  
議案10件、請願3件について審査した。

**山陽桜が丘清掃センター及び最終処分場浸出水処理施設解体撤去工事請負変更契約の締結**

**問** 財源について国から何らかの補助金が出る可能性はあるのか。

**答** 現在のところ予定はない。変更分の財源は、元の解体工事そのものが合併特例債事業として位置づけられており、増加分も合併特例債の対象になっている。

ない。変更分の財源は、元の解体工事そのものが合併特例債事業として位置づけられており、増加分も合併特例債の対象になっている。



山陽桜が丘清掃センター解体工事現場

**山陽総合福祉センター条例の一部改正**

**問** 使用料の具体的な計算方法について説明を。

**答** 現在の使用料を消費税率8%で割り戻したものに10%を掛け、10円未満を切り捨てて算出して

いる。

**問** 市民の生活への配慮というのとはどのように検討したのか。

**答** 電気代、水道代等の経費に消費税がかかっている。利用する人としてい人との均衡も考慮し、負担の公平性の確保の観点から値上げするものである。

## 地域活動支援センターよしい(つつじ荘)の指定管理者の指定

**問** 以前、就労継続支援B型事業への移行が懸案になっていると聞いたが、現在どうなっているのか。

**答** 現在はB型に移行して運営している。

## 補正予算

### 国民健康保険特別会計

**問** システムの変更と、マイナンバーとの関係について説明を。

**答** 被保険者の正しい資格情報を医療機関等とオンラインで効率的に確認できるようにする仕組みである。保険者における資格管理事務の効率化に資するもので、マイナンバーを活用するシステムである。

令和3年3月からのマイナンバーカードの健康保険証利用を本格実施するためのものである。

**問** 健康保険証がマイナンバーカードの中に入るとのことか。

**答** 中に入るといものではない。マイナンバーカードと医療保険情報をつなげるための準備である。

国民健康保険に個人を特定できる番号を持たせ、マイナンバーカード

を提示するとデータを取りにいく形になる。

### 介護保険特別会計

**問** システム改修について説明を。

**答** 高額介護合算療養費に関するマイナンバー関係のシステム改修である。国が改修するので、連動的に県、市町村も改修することになる。

## 厚生常任委員会視察研修報告

11月18日

エスク岡山株式会社を視察した。

現在操業している山手地区での産業廃棄物最終処分場の現状と水質管理の状況の説明を受けた。

そして、既存の処分場に隣接して計画している新たな処分場の概要について説明を受けた。

今後、岡山県へ事前計画書の提出を行い、各種申請の審査・検査を経て、許可が下りれば令和5年を目標に開業を目指すと考えている。

令和2年  
1月14日

広島県府中市の「府中市こどもの国ポムポム」を視察した。

施設を見学し、その後、説明を受けて質疑応答を行った。

主なものは、旧児童館をこどもの国ポムポムとしてオープンさせるまでの経緯・費用、利用料、利用者数、利用者への声、今後の課題等についてである。そして、府中市の子育て支援の取り組みについても説明を受けた。

# 産業建設 常任委員会

12月10日に産業建設常任委員会を行った。  
議案11件、請願1件について審査した。

## 条例制定

下水道事業の設置等に関する条例及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例

## 条例改正

### 下水道条例

**問** 県下自治体の成年被後見人制度の適用状況はどうなっているのか。  
**答** 来年度中にはほぼ県

### 道路占用料徴収条例

**問** 今まで改正をしなかった理由は何か。  
**答** 他市の状況を注視していたためである。他市

下全域において条例改正がされると把握している。

の状況については、数年前までは改正していない市が多かったが、現在は赤磐市と新見市のみが改正していない状況である。他市が改正しているため、市も改正することにした。

**問** 占用物件の数はどうなっているのか。

**答** 占用物件の数は、電柱約5000本、電話柱約3000本、架空線約450km、ガス管約250kmである。

**問** 場所によって価格の違いはあるのか。

**答** 赤磐市はどこでも同じ金額である。

## 水道条例

**問** 市の登録事業者数はどうなっているのか。

**答** 9月1日現在で246者である。

**問** 住民にとってのメリットはどのようなものがあるのか。

**答** 現在、5年で登録事業者の更新をするよう考えている。住民へのメリットは、事業者の廃業や経営状況の変化を更新

## 伝統的家屋活用 交流施設条例

時に把握することで不良業者を排除することができ、質の向上が図れるようになることである。

**答** 方法について説明を。現在の使用料が税込みになっているので、旧税率1・08で割り、新税率1・1を掛けて10円未満は切り捨てである。

**問** 宿泊者の詳細説明を。  
**答** 一般の宿泊で大人25名、子供24名、おためし住宅の利用が16世帯33名である。

**問** 使用料の値上げについて、どのように考えているのか。  
**答** 施設の維持管理は利用者負担である使用料と税金でまかなわれていく。市全体の取り組みとして増税部分の2%を転嫁する考えで進めている。

## 熊山英国庭園条例

**問** 改正後の金額の計算



英国庭園

**問** 県下自治体の下水道事業の財務規定適用状況はどうなっているのか。  
**答** 岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市ではすでに適用している。  
**問** 財務規定を適用した際のメリットはどのようなものがあるのか。  
**答** メリットは、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表の作成により、経営状況、資産などの適切な把握が可能になることである。



赤坂適塾

# 予算の審査方法が変わりました

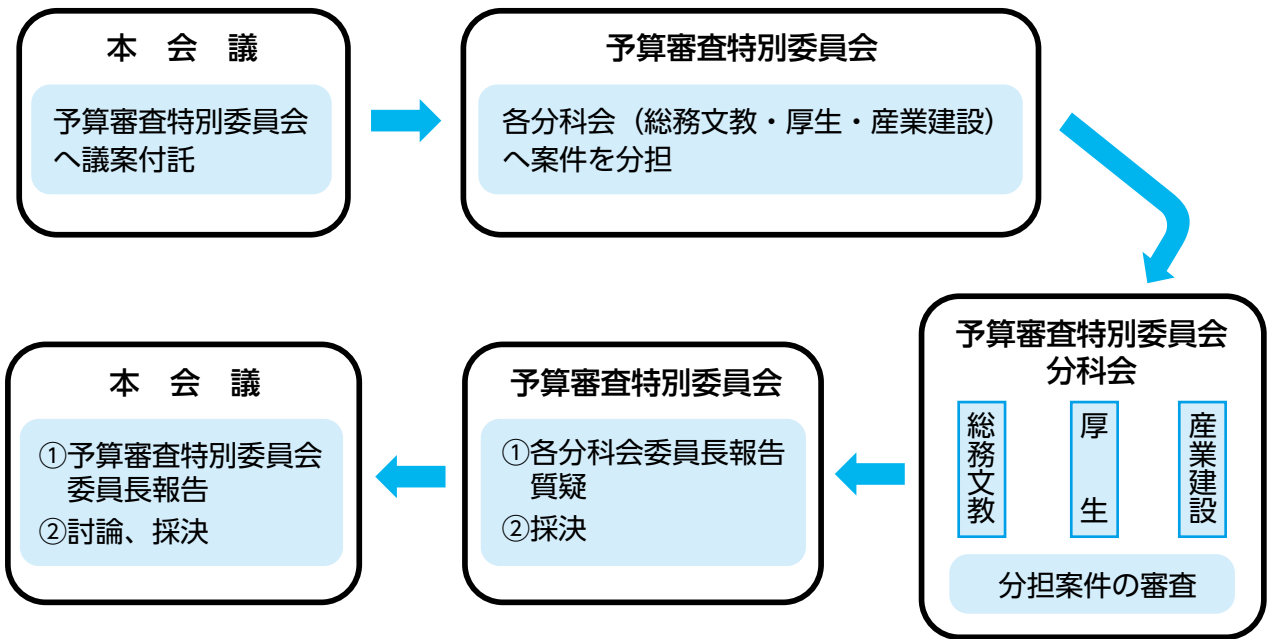
## 予算審査特別委員会の設置について

11月26日の本会議において予算審査特別委員会の設置について発議があり、全会一致で可決した。

委員は全議員18人で、同日委員会を開催し、委員長に大口浩志議員、副委員長に保田守議員を選出した。

### 予算審査の流れ

赤磐市議会では、今まで一般会計の予算議案は3つの常任委員会に分割付託して審査していましたが、議案不可分の原則に反するなど手続き上の問題があること、また議会のチェック機能を高めるために全議員で構成する予算審査特別委員会を設置し、分科会に分担して審査をすることにしました。特別会計の予算議案はそれぞれの常任委員会で審査します。



- ※この日程は予定です。日程は、2月13日開催の議会運営委員会で決定します。
- 2月20日（木）議案上程
  - 2月21日（金）議案上程
  - 2月25日（火）一般質問
  - 2月26日（水）一般質問
  - 2月27日（木）一般質問
  - 3月2日（月）質疑・委員会付託
  - 3月4日（水）厚生常任委員会・予算審査特別委員会厚生分科会
  - 3月5日（木）産業建設常任委員会・予算審査特別委員会産業建設分科会
  - 3月6日（金）総務文教常任委員会・予算審査特別委員会総務文教分科会
  - 3月16日（月）予算審査特別委員会
  - 3月23日（月）最終日（委員長報告・質疑・討論・採決）

3月議会の  
お知らせ

# 予算審査特別委員会

12月13日、18日に全議員で構成する予算審査特別委員会を開催し、議案2件について審査した。

## 総務文教分科会

(12月6日、18日)

12月6日

### 一般会計補正予算(第3号)

本委員会に付託された議第87号赤磐市一般会計補正予算(第3号)、議第91号赤磐市一般会計補正予算(第4号)は、各分科会に分担して審査し、開催順に従って総務文教分科会および厚生分科会の各分科会委員長から報告を受け、審査した。なお、産業建設分科会は分担案件がなかったため開催していない。

各分科会の審査内容の主なものは下記の「総務文教分科会」、「厚生分科会」に記載の通りである。

予算審査特別委員会では、各分科会委員長から報告を受けたのち、報告に対しての質疑を行った。

**問** 職員人件費2182万円のうち、人事院勧告分はいくらか。  
**答** 123万6000円である。

**問** 賦課徴収費の過年度還付金300万円では足りない状況と聞かすが、考え方は。  
**答** 還付金は実際のところ見込みが立たない。過去3年を振り返り、同時期にどの程度の金額であったかという積算しかない。今回は前年度並みの300万円を計上しているが、場合によっては

**問** 県から400万円を限度に補助がある。国からは現在のところはなし。  
**問** 特別支援学級増に伴い、どれくらいの教員増を予定しているのか。  
**答** 学級増に合わせて県から1学級1人の教員が

**問** 中央学校給食センター調理業務委託について、以前との説明と変わったところはあつたところはないか。  
**答** 変わったところはなし。

**問** 障害者福祉費の委託料増額について、説明資料に利用者数の増加に伴い増額とあるが、実際どのくらい増えたのか。  
**答** 10月分までの実績額で当初予算の81%を消化している。9月分までの利用件数は昨年比べて74%増加している。

12月18日

### 一般会計補正予算(第4号)

## 厚生分科会 (12月9日)

### 一般会計補正予算(第3号)

補正・予備費を計上する可能性もある。  
**問** 債務負担行為の東京オリンピック聖火リレー事業費902万8000円の説明を。  
**答** 約2kmの交通規制に係る警備員約50名と資材、ミネセラブレーション等の経費。また、小学5年生から中学3年生までの児童・生徒に沿道で応援してもらうため、移動に係るバス約30台分の経費である。

**問** 事業費は単市負担か。国からの補助は出ないのか。  
**答** 県から400万円を限度に補助がある。国からは現在のところはなし。

**問** 第三者委員会について、報酬8万5000円を除いた30万円の内訳について説明を求め。  
**答** 関係者からの聞き取り、資料精査等の調査に関わる作業の執務費用として考えている。

**問** 委員が会議に出席した場合、日額8500円の報酬を支給するとなっている。弁護士に来てもらう場合、日額8500円では少ないと思うがどう考えているのか。  
**答** 近隣市町村の実績を踏まえ、調査等の執務費用として上限30万円を予算計上している。

# 一般質問

## 市の考えを問う



14人の議員が登壇し市の考えをたどしました。

一般質問のページは質問した議員本人の原稿に基づいています。

問

複合型介護福祉施設の  
今後の事業展開は

答

市民の意識調査などを  
行い検討する



北川勝義議員

問 現在、市役所内に設置している就農等支援センターの活動状況の説明を願う。

この就農等支援センターは農業振興の拠点として整備されると理解しているが、この整備にあたり農協や生産者の協力も不可欠である。岡山東農協が合併することも踏まえ、農協の機能を有した施設の整備計画はあるか。

答 就農等支援センターでは、新規就農や農業経営等について、ワンストップで支援活動を行っている。本年度は9月末までに延べ230件対応した。

施設整備については、市の農業を取り巻く環境の変化や生産者の意向等を再確認し、就農等支援センターが具備すべき内

容を検討している。若い就農者の生活の安定や人材育成、新技術の普及や導入のためには、岡山東農協のノウハウは必要と認識しているが、市が購入したこの土地を農協に売り、農協の支店を作ることはない。

問 本年4月に開設した複合型介護福祉施設ハートフル太陽の利用状況の説明を願う。

このような施設は今後需要が高まると思うが、過疎の進んでいる吉井や赤坂地域への整備計画はどうか。

答 小規模多機能型居宅介護は27名が登録されている。サビラス付き高齢者向け住宅は20部屋



さんさんマルシェの様子 (ハートフル太陽)

すべてが契約を終了している。地域交流スペースは10月にマルシェが開催され、子どもから大人まで多くの参加があった。今後の整備計画については、令和2年に次期介護保険計画の策定期に入る。市民の意識調査や事業者への意向確認を行いながら、前向きに検討する。

### 表紙の一言

写真は1月12日に桜が丘東地区で行われた「どんど祭り」の様子です。どんど祭りは左義長とも言われ、その起源は平安時代の宮中行事にまでさかのぼると言われます。無病息災を祈り、悪疫退散を願う正月行事です。今年も息災で平和な一年でありますように。

### 問 通学路・危険対策箇所の公表は

### 答 市のホームページに掲載した



永徳省二議員

教育委員会の不正について

**問** ①法の遵守はできているのか。組織管理はできているのか②8月の教育委員会の会議回数は、その会議内容は③不正支出の結果は④どの議員に金銭がいくら支払われたのか⑤公文書改ざんはもうしないのか。

**答** ①不適切な事務処理について、市民の信頼を大きく損ねることにな

り、深くおわびする。全職員に対して法令遵守と綱紀の厳正な保持についての徹底、そして起案文書における留意事項の徹底を図った②会議は3回。その中では主に学力・学習状況調査の結果、また赤磐市教育振興基本計画の素案、学校給食業務に係る民間事業者への業務委託に関する事等③支払った賃金について、細部にチェックを行った結果、不適切な支払いが行われていた該当職員には返還をお願いし、応じてもらっている④聞き取り調査の中では、全体の状況把握ができていない。該当議員名の答えは控える⑤起案文書等の作り直しを起こ



教育委員会

さないように、電子決裁システムを早期に導入する。

### 通学路の安全確保について

**問** 通学路交通安全プログラム・危険対策箇所一覧表には、危険な所がいっぱいある。それを教育委員会は知っていた。ところが子どもたち、保護者、地域の人は、どこが危険なのか知らない。その危険な所で事故が起きた場合、誰の責任か。公表を明記しながら、なぜ5年間もほったらかしにしたのか。

**答** 大変申しわけない。

### 問 県立普通科高校学区の撤廃を

### 答 継続して県へ働きかける



松田 勲議員

### 市内の学区の選択制

**問** 子どもたちの将来の可能性を引き出す選択肢の広がりや現状の交通網を考えると、県立高校普通科の学区を撤廃、全県学区にするのが良いと考える。せめて学区外は定員の5%という枠を徐々に緩和していくなど、県教育委員会へ強く要望していくべきではないか。

**答** 瀬戸高校を進学校として、より実績を上げていくことが第一。市内に高校がないということも前提に学区制廃止を他市に先駆けて先行実施をしてほしいと県へ強く働きかけていく。

**問** 学区の選択制を導入して十数年が過ぎた。子どもたち、地域のためにもここで制度の問題点を検証し、改善に向け取り組むべき時期が来ていると考えるがどうか。

**答** 例えば桜が丘を桜が丘中学校学区にして、西の人岡山市のように隣接



中島交差点付近(右折車の信号待ちの様子)

**問** 日古木・中島交差点の右折レーンと右折信号の設置は、現在どのようになっているのか。

**答** 関係地権者と設計協議中であり、今年度末には用地の取得を終え、次年度以降に工事着手するとの説明を受けている。

### 中島交差点の右折整備

**問** 磐裂中学校を選択できるようにしてはどうか。

**答** 改めて再編あるいは改善ということになると、新たな選択や学校、園規模の維持などの課題が生じてくる。地域の人や学校、PTAなどから幅広く意見をもらいながら検討を進めていく。

## 問 赤磐市手話言語条例を 制定する考えは

## 答 条例制定に向けて 検討を始める



佐藤 武議員

**問** 手話は手や指、体の動きや表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者がいつでも手話を使い、平常時よりも、緊急時、災害時にも情報を入手できる環境の整備を進めることがろう者の社会参加の促進や共生社会の実現に結びつくと考えられる。手話言語の普及啓発を進めるために手話言語条例の制定をすべきではないか。

**答** 市では社会福祉課窓口にて専任手話通訳者を配置するとともに、意思疎通支援事業に基づく手話通訳者の派遣、手話講座の開設など、聴覚障害者の福祉向上を図っている。まず、全国手話言語市区長会に加入し、条例制定に向けて検討を始める。

**問** 豪雨により越水、氾濫が予想される吉井川の対策とバックウオーターが予想される内水対策の取り組みは。

**答** 治水対策事業予算の確保・拡大を図るとともに、重点的な推進を国、県に要望している。具体的には河道内樹木の伐採等、適正な維持管理である。内水対策については莫大な経費と時間を要するた



永瀬清子の生家

め、ハード・ソフト両面から浸水被害防止策を継続的に進めていく。

**問** 永瀬清子は日本を代表する詩人である。詩作活動の生家を保存し、文化芸術を伝承することが市の文化向上につながる。さらに観光資源として周辺環境の整備を進めべきだ。

**答** 平成30年度に国の有形文化財に登録されたことから、事業内容によっては補助金を受けられることができる。管理団体と連携しながら施設改修・整備ができるよう努めている。

**問** 周辺整備についても有効な財源確保を研究しながら取り組んでいく。

## 問 職員の処分はどのようにするのか

## 答 正確な事実を把握し、 適切に処理していく



佐々木雄司議員

**問** 内部調査報告書の内容は、議会が実施した当該議員への聞き取り内容と各所において齟齬がある。特に金品授受に関する部分だが、調査結果にどのくらいの自信を持っているのか。

**答** 複数の臨時職員から議員に金銭が渡されていたというの事実である。

**問** 当該議員は聞き取りの際、時系列をまとめたメモで説明したと聞いて

いる。そして、そのメモは教育委員会が作成したものではないかと言われているが、その真偽はどうなのか。

**答** この資料に関して教育委員会に確認したところ、教育委員会が渡したものであるという確認が取れている。

**問** そういった資料は議員がお願いすれば通常もらえるものなのか。

**答** 通常は情報開示請求に基づき出すものであり、これを経ずに出したということは適切でない事務処理が行われたということである。

**問** 当該議員は聞き取りの中で「組合」という名称を使い、自らは直接関与していないかのように説明しているが、市として組合なるものと接した認識はあるのか。



給食配送車（吉井学校給食センター）

**答** スクールバスや給食配送料を用意する際、組合という方式を一時検討したが、結果、直接雇用が好ましいということによって臨時職員として雇用した。このようなことから組合は設立されておらず、そういった人と会った事実はない。

**問** 違法の認識について尋ねる。どういった違法行為なのか。

**答** 地方自治法違反・財務規則違反・事務取扱要領等である。

**問** どうして刑事告発しないのか。

**答** いまひとつはっきりしない点がある。そういう状態では告発できない。



### 問 災害想定時、支所へ副市長の常駐は

### 答 ケースバイケースではあるが前向きに検討する



大口浩志議員

等に向けた手引書の作成は。  
答 認知症ケアパス（仮称）を作成中である。初期対応の重要性をお知らせする。

### 美作岡山道路について

問 開通後の岡山吉井線のあり方は。

答 重要な路線、整備促進を要望していく。

問 市内での岡山吉井線最重点改良箇所は。

答 町苅田付近、赤根橋付近の渋滞緩和対策と認識している。

### 跡地利用について

問 赤坂3保育園の跡地利用の計画は。

答 今年度、施設解体工事を行う。石相保育園跡地は障害者支援施設を次年度以降、民間にて整備



熊山支所周辺水没状況

予定である。軽部、笹岡保育園跡地は予定はないが、当面は地域の駐車場としての活用を想定している。

### 防災を見通した支所のあり方について

問 熊山支所は災害対策本部の機能を果たせるか。

答 昨年、支所周辺が水没した。別の場所に移せないか多方面から検討中である。早急に結論を出したい。

問 共助についての啓発は。

答 まずは、隣人等を気遣って一緒に避難する。地域の中の連携を図ってもらう。防災だけでなく、いろんな方面で役立つので、このあたりを重点的に啓発する。

### 問 公文書改ざんでのトップの政治姿勢を示せ

### 答 管理責任はある。真相解明して対応する



福木京子議員

### 山陽団地の活性化対策の進捗状況は

問 平成30年6月に山陽団地活性化基本構想・基本計画ができていますが、進捗状況は。

答 山陽6丁目の一部の土地の今年度中の取得に向け、現在岡山県と協議中である。具体的な取り組みとしては、地域の愛着を図るため、あかいわアートラリーの開催、文化財マップを活用して史跡などを巡るウォーキングの開催等を行っている。情報発信に努めている。

### 吉井川の水質について

問 吉井川の汚れは岡山県で1位である。吉井川流域自治体の連携の取り組みが必要だと思いが。



県と協議中の土地（山陽6丁目）

答 中国5県15河川で吉井川が最も水質が汚れているとの報告があった。市内事業者への適切な指導・監視・各家庭の生活排水の汚れを減らす取り組み等進めていく。自治体間の連携を図り、実効的な取り組みを研究していく。

### 山陽ふれあい公園の利便性の向上を

問 体育館フロア等への冷暖房設置、交通アクセスなど必要ではないか。

答 福祉避難所の指定で、現在国の補助金で防災拠点整備事業として、冷暖房設備および照明のLED化も進めている。交通は、ホームページなどでお知らせしている。

## 問 各種団体との災害協定について

## 答 関係機関・事業者と協議を行う



保田 守議員

く、関係機関と協議を行う。総合防災訓練において、実際に協定締結機関にも参加してもらい災害に生かせるようしたい。

**購入予定の山陽6丁目の土地について**

**問** 6丁目がどうなっていくのかわからず心配になる。いい街になってほしいと思うのはみんな考えることだと思

**答** 今後どういう計画があるのか、市長の考えを聞く。

**問** 山陽6丁目の購入予定地については、今年度中の取得に向けて、現在岡山

**答** 山陽6丁目の購入予定地については、今年度中の取得に向けて、現在岡山

県と協議を行っている。今後の計画については、地域のニーズを踏まえ地域活力の向上につながるよ

う、検討をしている。  
**災害時の住宅支援について**

**問** 県営住宅に多くの空き家があるが、被災者住宅が必要なときは、すぐに使えるように整備しておくべきではないか。緊急時に間に合うよう、市で起きた災害に限らず誰でも使えるよう県と協議をしてもらいたい。

**答** 災害によって地域の住宅に大規模な被害が生じた場合、市内にある県営住宅が速やかに提供してもらえよう、県と連携をしていきたいと考えている。



県営住宅

## 問 認知症対策は積極的に取り組む最重要課題であると考えている

## 答 強力に進める



治徳義明議員

症ケアパスの作成を目指す。

**問** ①徘徊高齢者の早期発見を目的に救援システム（GPS機器の活用）を導入②認知症高齢者に対して救済を目的に賠償保険の補助等の施策は。

**答** ①しっかりと検討する②研究する。

### 宿泊施設誘致

**問** 観光振興、企業誘致、市民の利便性向上等の観点から、また、市のまちづくりのため宿泊施設（ホテル）の誘致に積極的に取り組むべきでは。

**答** 雇用の創出、企業立地の促進、観光産業への寄与等に加えて、岡山シーガルズと一緒に練習したいと希望する高校・大学がたくさんあ

り、宿泊需要もある。ニーズを慎重に見極めながら誘致を考える。

### 権利擁護センターの設置

**問** 成年後見制度は、高齢者や障がい者の人々の安全・安心のためには必要不可欠の制度であるが、適切な制度利用がなされていない。

法人後見と市民後見の2段階で支えていく必要があり、法人として成年後見を引き受ける「権利擁護センター」等の設置に取り組むべきでは。

**答** 権利擁護の中核機関の設置に向けて、社会福祉協議会と連携して取り組む。



認知症サポーター講習の状況

**問** 認知症は高齢化社会にとって今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者になる可能性がある。認知症対策は積極的に取り組む最重要課題であると考えている。

**答** 認知症サポーター、さんさんカフェ、認知症初期集中支援チーム、認知症等SOSネットワーク事業等を強力に進めていく。

また、本年度中に認知

### 問 通学路の交差点の信号のあり方は

### 答 人も車もスムーズに行ける交差点を検討する



大森進次議員

**問** 桜が丘東2丁目から桜が丘西4丁目に渡る横断歩道を歩車分離方式の信号に移行できないか。歩車分離の交差点にし、スクランブル交差点として横断歩道を渡り、歩道のある道路を使って通学するのが良いのではないかと思うが。

**答** 桜が丘東西連合町内会からも要望があり、時間帯により渋滞が発生している。意見がもらいながら警察と協議を行いたいと考えている。



桜が丘東2丁目から桜が丘西4丁目の交差点

**問** 桜が丘西1、2、3丁目に隣接する交差点の右折信号機の矢印点灯時間が短いため、赤信号となっても右折するので大変危険であるが対策は。

**答** 午後5時から7時ぐらいの時間帯であると考えている。常時点灯時間を長くすると市道側の信号の待ち時間が長くなり渋滞を招く可能性がある。時間帯を限定し、点灯時間を調整する方向で東西連合町内会と警察とで協議を行いたいと考えている。

### 問 諸経費等の一部を助成する制度の創設はいかに

### 答 制度創設に向け検討を進めていく



行本恭庸議員



箱わなに捕獲された猪

**問** 市内の有害鳥獣被害の現状を尋ねる。

**答** 猪、鹿等の生息域が拡大傾向である。当市においても、同様の傾向がある。市内全域において、野生獣による被害が多発している現状である。

有害鳥獣対策について、引き続き施策の推進を図る。

**問** 諸経費等の一部を助成する制度の創設

**答** 箱わな、くくりわなの諸経費の一部を助成する制度を創設することについて質問する。防護については電柵、メッシュフェンス等、設置経費の補助制度が創設され、一定の効果が確認されている。駆除については、狩猟者の高齢化、わな設置経費の高騰で設置が進まなくなっているとの声を聞く。狩猟者登録では、150名程度で推移しているが、60歳以上が7割近くを占める現状で、安全な捕獲には箱わなの設置が有効である。設置費用が10万円近くになり、なかなか進んでいないのが現状である。箱わな、くくりわなを含めた設置経費の一部を助成する制度を創設してはと考えるが、考えを尋ねる。

**答** 箱わなについては、猟友会の分会長を通して要望を聞き、現物支給を行っている。くくりわなについては、現在支援事業等はないが、有害鳥獣対策において有効な手段であると考えている。助成制度の創設だが、制度創設に向けた検討を進めていく。

## 問 幼児教育、保育の無償化を受けて施設整備は

## 答 市内に認定こども園を2カ所新たに設ける



光成良充議員

には財政的にも困難で整備に相当の時間を要する。既存の施設を活用、そして民間事業者の力も借り

総合的な環境整備に向け早急に検討を進めている。

問 次年度の幼稚園教諭、保育士の確保は新卒、臨時採用などを含めて十分にできているのか。

答 正職員は定員管理計画に基づき必要な職員数が確保できている。臨時職員はなかなか応募がない状況だがホームページ、ハローワーク等を通じて人員の確保に努めている。

問 民間の保育事業者は現在も待機児童を出さないよう努力をしている。市がこども園を整備するに当たって民間事業者との話はできているのか。

答 市の待機児童対策



保育の様子（赤坂ひまわりこども園）

案について、こども園の件も含めて意見をもらっている。肯定的な意見もあるが、方策としては保育士の確保が優先という意見もある。今後、民間の保育事業者の経営に支障が出ないよう考えながら、お互いに建設的な意見を交換し、理解をもらいながら進めていく。

問 福島県浪江町へ職員を派遣しての復興支援が6年を経過しようとしているが今後どうするのか。

答 浪江町の吉田町長から、今後とも市の変わりぬ支援をお願いしたいと言葉をもらい、引き続き職員1名の派遣など復興・復興の支援を行っていきたいと考えている。

## 問 議員がなぜ関わるか

## 答 緊急を要するという事で関わる



下山哲司議員

指示によるものか、今ここで再度そういったところにスポットを当てた調査を指示して、この事件の起点となった部分をできる限り説明して、市民にきちんと説明責任を果たす。

問 改ざんの裏に何ががあるか。

答 パワーハラスメント、圧力というか、プレッシャーというか市議会のほかの議員も同じことが見受けられることも認識にある。強いプレッシャーになっっていることは間違いない。

問 職員が事実を自由に述べられない今の執行部の体制がこういう問題を起すのでは。

答 事実を正確に把握することに對



スクールバス

する協力を惜しまないということが最も必要なことと思っっている。

問 議長名での聞き取り調査について、齟齬があるが説明を聞く。

答 吉井地域は組合をつくって運行を引き受けてほしいと市のほうから依頼があったということだが、市のほうから依頼することはない。組合が金を組合として受け取っているとのことだが、とにかく金銭の授受があったという事実だけは確認している。組合と市との契約、これは認めないという市長としての判断を指示して流している。

# 議会全員協議会

10月29日

## 主な協議・報告事項

- ・予算審査について
- ・議会報告&懇談会について

11月19日

## 主な協議・報告事項

- ・令和元年12月第5回定例会(日程・提出議案)について
- ・予算審査について
- ・赤磐市議会申し合わせ事項の一部改正について

令和2年  
1月30日

## 主な協議・報告事項

- ・市役所本庁舎整備の基本的な考え方について、資料を基に執行部より説明があった。
- ・3月議会定例会での予算審査の方法について、12月議会で審査の方法に異論があり、再度検討した結果、前回と同様に分科会に分担して審査することになった。

## 問 市長、教育長はボーナスを拒否するのか

答 今はそのつもりはない



原田素代議員

は、総額1239万円支出されている。しかし、本来の時給で計算すると約710万円多く支出していることになっている。事務員の分は計算に入れていないので、もっと増える。この試算は市が作るべきだ。市への損害についてどうするつもりか。

**答** 不当に高い賃金が払われていたら、返還請求するべきだ。積算計算はすでに着手している。必要であればお知らせすることは可能だ。

**問** 8月分の5人の運転手の勤務が、6日、5日(2人)3日、0日と少ない中、0日の人に8月分の賃金の返還をさせている。残りの人も、3日、5日、6日分の賃金にしないと同じ月給での契約である以上、契約違反に

**答** 要綱と照らし合わせると適切ではない。しかし、現実には月給でお願いした。

**問** 5人の月額契約で

なるのではないか。

**答** 勤務がゼロというのは理解が得られないから返還処置をした。他の人は月給なので支払った。

**問** 要綱によれば第10条に仕事をしない場合は、賃金は支給しないと書いてある。当然6、5、3日しか仕事をしていないのだから、月給から返金を求めなければ筋が通らないが。

**答** 日数が少なくても月給だから支払った。

**問** 教育委員会では「やってしまったことはしょうがない」と言われたそうだが、任命責任はどうなのか。

**答** 管理責任は議論して進める。

・臨時職員の任用等に当たり、市議会議員の関与が認められたことから、執行部より事実関係の調査の依頼があり、10月24日に議長と副議長が聞き取り調査を行ったと報告があった。

12月18日

・公金支出及び公文書改ざん等調査特別委員の選出を行った。

# 議会報告&懇談会を実施しました。



山陽公民館会場の様子

11月1日、2日に市内6会場で「第6回議会報告&懇談会」を開催しました。

## ①参加者数

- ・中央公民館……………7名
- ・桜が丘いきいき交流センター……………20名
- ・くまやまふれあいセンター……………16名
- ・赤坂健康管理センター……………9名
- ・吉井支所……………8名
- ・山陽公民館……………17名

## ②参加者からの要望・提言（一部抜粋）

- ・教育委員会の公文書改ざんについての説明を
- ・桜が丘中央交差点の市道に右折信号機の設置を
- ・吉井川流域の避難計画、場所を行政から発信を
- ・公共施設のメンテナンスは今後どうするのか
- ・熊山遺跡開山1300年の記念祭の実現を
- ・小さな子どもが安心して暮らせる街作りを

## ③議会報告&懇談会に対する意見等（一部抜粋）

- ・機会を多くしてほしい
- ・懇談会だけの回を設けてほしい
- ・若い人が参加できる工夫が必要
- ・広く住民と意見交換をしてほしい
- ・議会がどういった事をしているのか周知することが必要では
- ・時間が少ない、もう少しあってもよいのでは

## ご参加ありがとうございました。

いただきましたご意見やご感想は、より参加しやすい「議会報告&懇談会」となるよう、次回の運営方法に生かしてまいります。



## 編集後記

12月議会は、教育委員会の不祥事に対する市長の謝罪で始まり、市の第三者委員会、議会の百条委員会設置で幕を閉じた。

基本条例前文には、議員は責任と品位を持って市民の信頼を失わないように議会活動をするのが求められるとともに、市民の負託に応えるために行動し、市民福祉の向上への最大限の努力が必要であると謳っている。これから数カ月かけて議会は百条委員会ですべて詳しく調査し、なぜこのような不祥事が発生し逮捕者まで出たのか、そこをどのようなか、そこをどのようなか、働いたのかを究明していかなければ市民の信頼と負託には応えられないだろう。

## 議会広報編集特別委員

- 委員長 光成 良充
- 副委員長 大森 進次
- 委員 岡崎 達義
- 委員 保田 守
- 委員 佐々木 雄司
- 委員 佐藤 武
- 委員 永徳 省二